

平成16年11月26日 「第5回社会保険庁の在り方に関する有識者会議」提出資料

これまでの議論の整理と今後の検討方針 (中間とりまとめ)

社会保険庁の在り方に関する有識者会議
平成16年11月26日

1. 社会保険庁を取り巻く状況等

- 社会保険庁については、先般の年金制度改革の審議やマスコミの報道等において、その事業運営の在り方について、
 - ・利用者の立場や目線に立ったものとなっていない
 - ・税金や保険料を年金給付に関すること以外に安易に使っている
 - ・個人情報保護の重要性等について意識が足りない
 - ・保険料の徴収対策に真剣に取り組んでいない
 - ・組織としての一体性や内部統制がとれていない
 - ・国民に対する情報の提供が迅速・適切に行われていないなど、その問題点等について様々な指摘がなされた。
- 社会保険制度は、国民の信頼があってこそ成り立つものであり、損なわれた国民の信頼を回復するためには、提起された様々な厳しい批判を真摯に受け止め、社会保険庁の改革を速やかに進めていくことが必要である。
- このような状況を踏まえ、社会保険庁の在り方について基本に立ち返った検討を行う場として、本年8月に官房長官の下に、この「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置された。
- また、この間、社会保険庁においても改革を推進する体制が整備されてきた。新しい体制の下で、民間の発想や感覚を大胆に導入した取組を推進することが求められている。
- しかしながら、その後も社会保険庁幹部職員の収賄容疑での逮捕や、監修料問題といった国民の疑惑を招く事案が明らかになったことは誠に遺憾であり、組織そのものの在り方が問われている。今後、厚生労働省に設置された副大臣を委員長とする信頼回復対策推進チームの下で、徹底した調査を進めるとともに、監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守が図られなければならない。

2. これまでの議論の状況等

- 本会議は、第1回会議を平成16年8月11日に、第2回会議を8月25日に開催し、社会保険庁改革の課題と方向性について議論を行ってきた。その際、特に、構造的課題が何であるのかを明らかにしつつ、それに対して対症療法的ではなく、構造的に解決できる対応が講じられるよう留意しながら議論を進めてきた。
- また、9月17日の第3回会議においては、こうした議論を踏まえ、社会保険庁から当面の具体的な業務改革メニューとして「緊急対応プログラム」が提示され、その具体的方策等について議論を行った結果、10月25日の第4回会議において「緊急対応プログラム」（修正版）が提示され、緊急対応方策の具体化に関し、引き続き議論を深めた。
- さらに、本日の第5回会議の議論を経て、別添のとおり、最終的な「緊急対応プログラム（再修正版）」が取りまとめられた。

3. 「緊急対応プログラム」に基づく取組について

- 「緊急対応プログラム」においては、構造的課題に対応するため、国民サービスの向上、予算執行の透明性の確保、個人情報保護等の徹底、保険料徴収の徹底及び組織の改革の各分野にわたる業務面での対応に加えて、運営評議会、調達委員会及び法令遵守委員会の設置等の組織面での対応も掲げられ、実施可能なものから逐次取組が開始されているところである。
- 今後、社会保険庁においては、緊急対応プログラムに掲げられた取組事項のうち、緊急に実施すべきものとされている事項については、今年度中に確実に実施すべく対応を進めるとともに、来年度に実施すべき事項については、平成17年度予算に向けて必要な措置を講じた上で、円滑な実施に努められたい。
- また、これらの実施に当たっては、調達コスト削減目標の設定、社会保険事務所毎の事業コストの管理等を通じて、予算の効果的・効率的な執行を徹底するとともに、具体的な取組内容等について、ホームページなどを通じて国民に分かりやすい形で情報提供し、国民の理解を得るよう最大限努めるべきである。併せて、「緊急対応プログラム」に掲げられた取組を円滑に推進するための体制整備にも留意すべきである。
- なお、今後とも、緊急対応プログラムの内容については、状況に応じて適宜追加、改善を図るなど、国民のニーズ等に即し機動的に対応することが必要である。

4. 今後の検討方針

- 本会議においては、第4回会議から、社会保険庁の組織の在り方についての議論にも着手したが、今後、来年夏の最終とりまとめに向けて、様々な観点から議論を深めることとしたい。
- 社会保険業務については、今後、高齢化の進展に伴い業務量が確実に増加するとともに、国民の社会保険制度への関心の高まり等により、質の高いものであることが求められる。
- したがって、組織の在り方についての議論に当たっては、まずは、運営主体がどのように変わろうとも、国民のニーズに十分に答えるサービスを提供することを徹底することと併せて、組織の効率化を徹底していくことが不可欠であり、
 - ・どのようにして業務そのものの効率化を図っていくか
 - ・どのような業務について、外部委託や非正規職員への転換を図っていくか
 - ・どのような業務について、広域的な集約化を図っていくか
 - ・どのようにして人員配置の地域格差を是正していくか等の具体的方策について検討することとする。
- また、運営主体の在り方についての検討に際しては、社会保険事業の運営主体に求められる基本的要素を十分踏まえることが必要であり、具体的には、
 - ①国民の信頼の下における将来にわたる持続可能性の確保
 - ②全国民による支え合いの仕組みの確保
 - ③国民の視点に立ったサービス提供の推進
 - ④全国民を対象とした一元的かつ超長期的な被保険者情報の管理
 - ⑤政府管掌健康保険における被用者の受け皿としての機能の確保
 - ⑥被保険者情報の保護の徹底
 - ⑦保険料の強制徴収等の公権的行為の迅速・確実な実施
 - ⑧費用対効果の視点等に立った効率的・効果的な業務の実施といったことを遂行できるものであることを前提として、独立行政法人化等公法人化すべきではないか、民間に委ねてはどうか、社会保険庁の業務の一つである徴収業務を他の機関に移管してはどうかという議論をも含め、あらゆる議論を例外とせず幅広い検討を進めていく。
- なお、運営主体の在り方に関しては、他の審議会等における制度の在り方についての議論の進展状況にも十分留意しつつ、議論を進めることとする。
- また、こうした組織の在り方についての議論を進めるとともに、事務・事業や情報公開の在り方、関連する団体の在り方等についても引き続き検討を行うなど、社会保険制度の主役である国民の便益が最優先されなければならないという基本的な考え方に立って、本会議に課せられた役割・責任を十分に果たすべく議論を尽くしてまいりたい。